

寝屋川市ブロック塀等撤去補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 寝屋川市ブロック塀等撤去補助金（以下「補助金」という。）の交付については、寝屋川市補助金等交付規則（平成12年寝屋川市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付)

第2条 寝屋川市は、地震が発生した場合の歩行者等に対する危険防止及び緊急車両の通行を阻害することの防止並びに円滑な復旧作業に寄与することの一環として、通学路等に面した建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に適合しないブロック塀等の撤去に係る費用の全部又は一部に充てるため、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学路等 寝屋川市が設置する小学校への通学のために使用する道として、当該小学校の学校長から教育委員会に報告のあった道又はこれと同等として市長が認めるものをいう。
- (2) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造、れんが造、石造、土造及び組立式コンクリート造の塀又は門柱をいう。
- (3) 撤去 ブロック塀等の全て又はその一部を取り除くことをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 寝屋川市の区域内に存する通学路等に面したブロック塀等の所有者であること。
- (2) 固定資産税及び都市計画税の滞納がないこと。
- (3) 過去に同一の敷地に設置されていたブロック塀等についてこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 第6条の工事にあつては、当該工事の対象となるブロック塀等について、

寝屋川市緑化推進助成金交付要綱（平成14年5月15日制定）の助成金を受けていないこと。

（補助対象となるブロック塀等）

第5条 撤去に係る費用が補助金の交付の対象となるブロック塀は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。ただし、門柱については、第1号及び第2号に掲げる要件に該当するもので、傾き、ひび割れ、ぐらつきのあるものを補助金の交付の対象とする。

- (1) 通学路等に面するブロック塀等であること。
- (2) 通学路等の地表からの高さが60センチメートルを超えていること。
- (3) 別表第1の左欄に掲げる点検項目について同表右欄の点検内容に掲げる事項に適合するかどうかを点検した結果、1つ以上不適合又は適合するかどうか不明な項目があること。この場合において、ブロック塀等の高さ及び厚さの点検項目については、計測等により必ず確認することとし、点検結果は、適合又は不適合のいずれかであること。

（補助対象工事）

第6条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、通学路等に面するブロック塀等の撤去を行う工事に該当するものとする。ただし、国、地方公共団体その他公的機関が所有するブロック塀等に係る工事及び国、大阪府又は寝屋川市が施行する公共事業等の補償の対象となっているブロック塀等に係る工事は除く。

（補助対象工事の着手の時期等）

第7条 補助対象工事は、市長がやむを得ないと認める場合を除き、第10条第1項に規定する補助金の交付の決定後に着手し、当該工事に着手する日の属する年度に完了するものでなければならない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第8条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が行う撤去に係る工事に要する経費とし、補助金の額は、別表第2の左欄に掲げる補助対象工事の内容に同表右欄に定める額とする。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、寝屋川

市ブロック塀等撤去補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象工事に係る見積書
- (2) 第5条に規定する法の適合性・安全性に係る点検項目をチェックしたリスト
- (3) 納税証明書（固定資産税）
- (4) 位置図・現況概略図（平面図など）
- (5) 土地・家屋名寄帳（所有者確認ができる書類）
- (6) ブロック塀等の高さ、全長、損傷程度等が分かる写真

（補助金の交付の決定通知書）

第10条 市長は、前条に規定する申請が適当であると認めるときは、規則第6条第1項の規定により補助金の交付を決定し、寝屋川市ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条に規定する申請が適当であると認められないときは、補助金の不交付の決定をし、寝屋川市ブロック塀等撤去補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（工事の着手）

第11条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知を受け取った日から30日以内に撤去工事に着手するものとする。

（補助対象工事の内容の変更）

第12条 補助事業者は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、次の各号に掲げる場合に依じてそれぞれ当該各号に掲げる手続を行わなければならない。

- (1) 工事に要する経費の額に変更が生じない場合 寝屋川市ブロック塀等撤去補助内容変更承認申請書を市長に提出すること。
- (2) 工事に要する経費の額に変更が生じる場合 寝屋川市ブロック塀等撤去補助金額等変更承認申請書を市長に提出すること。

2 市長は、前項第1号の申請が適当であると認めるときは、当該申請の承認を決定し、寝屋川市ブロック塀等撤去補助内容変更承認通知書により補助事業者

に通知し、申請が適当であると認められないときは、当該申請を承認しないことを決定し、寝屋川市ブロック塀等撤去補助内容変更不承認通知書により補助事業者へ通知するものとする。

- 3 市長は、第1項第2号の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の変更を決定し、寝屋川市ブロック塀等撤去補助金額等変更承認通知書により補助事業者へ通知し、申請が適当であると認められないときは、補助金の交付の変更をしないことを決定し、寝屋川市ブロック塀等撤去補助金額等変更不承認通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第13条 補助事業者は、補助対象工事の中止又は廃止をしようとするときは、寝屋川市ブロック塀等撤去補助工事中止（廃止）届出書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出書が提出されたときは、第10条第1項又は前条第2項若しくは第3項の規定による交付の決定又は承認の決定を取り消して補助金の交付は行わないものとする。

(実績報告)

第14条 規則第11条に規定する実績報告書は、補助金の交付申請に係る会計年度の1月31日までに、寝屋川市ブロック塀等撤去補助工事完了報告書に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の完了後の写真
- (2) 補助対象工事に係る領収書

(代理受領に係る申出書の提出)

第15条 補助事業者は、補助事業者から依頼を受けて補助対象工事を行った事業者に補助金を受領させることができる。この場合において、補助事業者は、補助金の代理受領を委任された補助対象工事を行う事業者（以下「代理受領事業者」という。）に委任状を提出し、代理受領事業者が補助金を受領する旨の同意書を受けるものとする。

- 2 前項の委任をしようとする補助事業者は、第9条に基づく補助金の交付申請を行う際に補助金の代理受領に係る申出を行うとともに、前項に掲げる委任状及び同意書を市長に提出しなければならない。

3 代理受領事業者は、補助金の代理受領に同意したときは、速やかに代理受領に係る誓約書を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第 16 条 市長は、第 14 条に規定する報告が適当であると認めるときは、寝屋川市ブロック塀等撤去補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第 17 条 補助事業者は、前条に規定する補助金確定の通知を受けたときは、寝屋川市ブロック塀等撤去補助金支払請求書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

(標準処理期間)

第 18 条 規則第 6 条第 1 項の標準処理期間は、第 9 条の規定による交付申請があった日から 30 日とする。

2 規則第 13 条第 1 項の標準処理期間は、第 14 条の規定による実績報告書の提出があった日から 30 日とする。

(委任等)

第 19 条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、この要綱を担当する部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

(1) ブロック塀 (補強コンクリートブロック造の塀に限る。)

点検項目	点検内容
------	------

1	高 さ	2.2メートル以下
2	壁の厚さ	高さ2メートルを超える塀で厚さ15センチメートル以上
		高さ2メートル以下の塀で厚さ10センチメートル以上
3	鉄 筋	壁内に直径9ミリメートル以上の鉄筋が、縦横とも80センチメートル間隔以下で入っており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている
4	控え壁 (高さ1.2メートルを超える場合)	塀の長さ3.4メートル以下ごとに、直径9ミリメートル以上の鉄筋が入った控え壁が塀の高さの1/5以上突出してある
5	基 礎 (高さ1.2メートルを超える場合)	丈が35センチメートル以上で根入れ深さが30センチメートル以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、1ミリメートル以上のひび割れがない
7	ぐらつき	人の力でぐらつかない
8	その他	塀が土止め壁を兼ねていない、玉石積み擁壁等の上にはない

(2) ブロック塀（補強コンクリートブロック造の塀以外）、れんが造、石造又は土造の塀

点検項目		点検内容
1	高 さ	1.2メートル以下
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある
3	控え壁	塀の長さ4メートル以下ごとに壁面からその部分の前項に適合するために必要とされる壁の厚さの1.5倍以上突出しているか、又は控

		え壁がない場合は、壁の厚さが前項に適合するために必要とされる壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある
4	基礎	根入れ深さが20センチメートル以上ある
5	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、1ミリメートル以上のひび割れがない
6	ぐらつき	人の力でぐらつかない
7	その他	塀が土止め壁を兼ねていない、玉石積み擁壁等の上でない

別表第2（第8条関係）

補助対象工事の内容	補助金の額
通学路等に面するブロック塀等の撤去に係る工事	工事費用の全額に相当する額（400,000円又は、見附面積一平方メートルあたりにつき15,000円を乗じて得た額のいずれか低い額を限度とする。）

備考

- 1 補助金の算定額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 2 工事費用の額は、施工業者との契約等による額とする。ただし、申請者が、撤去に係る工事を行う場合は、処分費及び材料費等の実費に相当する額とする。